令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託 仕様書

1 業務名称

令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託

2 業務目的

2025年大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の万博会場と大阪市内の「2地点間運航」の実現とその後の商用運航拡大にあたっては、十分な住民理解が不可欠であることから、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現により市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて広く共有し、社会受容性の向上につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

発注者が指定する場所(大阪市内)

5 業務内容

大阪市内の小中学生(以下「児童・生徒」という。)を対象に、空飛ぶクルマの実現に向けた取組等を授業形式(以下「出前授業」という。)で講義することにより、空飛ぶクルマにかかる理解促進を図る。

併せて、令和5年度に大阪市が制作した、空飛ぶクルマに関するVR(バーチャル・リアリティ)コンテンツやコンセプトムービー等を活用して、発注者が指定する集客イベント(以下「イベント」という。)において、市民を中心としたイベントの参加者等(以下「市民等」という。)に対し、空飛ぶクルマにかかる周知・啓発を図る。

出前授業の企画運営及びイベントでの周知・啓発にあたっては、本事業の目的のとおり、市 民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現による市民生活・地域社会にもたらされる新たな価 値・サービスなどについての理解促進を図る内容とするとともに、万博での実現に向けた機運 醸成につながるものとすること。

また、「空の移動革命に向けた官民協議会」及び「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」の内容・目的に沿ったものとすること。

- ■「空の移動革命に向けた官民協議会」 https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/air_mobility/index.html
- ■「空の移動革命社会実装大阪ラウンドテーブル」 https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/evtol/index.html

(1) 出前授業企画運営等業務

ア 出前授業の企画運営

- ① 実施場所·対象·対象者数
 - (1) 実施場所:発注者が指定する大阪市立の小学校及び中学校等 ※指定する大阪市立の小学校・中学校、連絡先及び担当者等の詳細等については、 契約後、発注者より提供する。
 - (2) 対象:大阪市内に在住又は在学する各小学校の児童(概ね高学年)及び各中学校の 生徒
 - (3) 対象者数:指定する学校の規模による

② 実施時期·回数

(1) 実施時期: 令和6年9月上旬から令和7年2月末までの期間を想定。契約後、発注者が実施校と調整のうえ決定し、受注者に提示する。

※実施校との協議により、土日祝日に実施する場合もある。

- (2) 実施回数: 3回
 - ※1校を1回とする。
 - ※1回は、小学校で90分程度(45分×2コマ)、中学校で100分程度(50分×2コマ)とする。

③ 授業内容

- (1) 本事業の目的を踏まえ、児童・生徒に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現による市 民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービス等についての理解促進を図 るとともに、空飛ぶクルマのある未来をイメージできる内容とすること。
- (2) 機体メーカーや運航事業者だけでなく、輸送サービスや離着陸場周辺開発など、新たな産業が生まれることが期待されるため、新しいまちづくりがイメージできる内容を含めること。
- (3) 一方的な講義形式だけではなくグループワーク等を取入れるなど、児童・生徒の関心・理解を高める効果的な授業内容及び方法とすること。
- (4) 授業内容の企画については、発注者及び実施校と協議のうえ実施すること。
- (5) 授業内容に発注者が令和5年度に制作した VR コンテンツやコンセプトムービーの 使用は可能であるが、授業時間の全てをその視聴にあててはならない。

④ 授業で使用する資料の制作

- (1) 児童・生徒の理解度に即した授業内容の理解を深めるための必要な資料等を制作すること。
- (2) 資料の制作については、発注者及び実施校と協議のうえ実施すること。
- (3) 授業で使用する資料については、必要部数を印刷のうえ実施日に持参すること。

⑤ マニュアル等の作成

出前授業を実施するにあたっては、発注者と協議のうえ、初回の出前授業実施日の2

週間前までに事業マニュアル、スタッフマニュアル、安全管理マニュアル、本事業に 必要な各種資料を作成すること。

イ 講師の手配及び報酬の支払い

- ① 授業内容を効果的かつ分かりやすく実施できる講師を手配すること。
- ② 講師に対する報酬及び交通費の支払いを適切に行うこと。
- ③ 講師の選定にあたっては、発注者と協議のうえ実施すること。

ウ 実施校との調整

- ① 実施校での実施場所、実施時間、準備等については、実施校担当者と事前に十分な打合せを行うこと。
- ② また、授業で使用する機材(モニター等)、備品、電源等の使用については、実施校と調整のうえ、原則として受注者が準備すること。

エ アンケート実施、集計、分析、報告

- ① 出前授業の参加者に対し、アンケートを行うこと。
- ② アンケートの設問について、5問程度とし、発注者と協議のうえ作成すること。
- ③ アンケートの実施、回収、集約を行い、集約結果報告書を各出前授業の実施日から 4 週間以内に発注者あて電子データにて提出すること。
- ④ 全ての出前授業終了後、アンケート結果の全体分析及び総括を行い、業務報告書とともに提出すること。

オ 出前授業実施要領の制作

- ① 今後、大阪市内の小学校・中学校や大阪市が主催する子どもを対象としたイベント等で出前授業が自主的に実施できるよう、受注者が本事業で実施した出前授業の実績をもとに、実施内容、運営手法及び資料等一式(以下「出前授業実施要領」という。)を取りまとめ、制作すること。
- ② 出前授業実施要領は、出前授業実施者が空飛ぶクルマについて理解でき、出前授業実施対象者に対して適切な出前授業が行えるような内容物とすること。
- ③ 出前授業実施要領の制作にあたっては、発注者と十分に協議すること。

(2) イベント企画運営等業務

ア イベントでのブース運営

- ① VR 体験コーナーの運営
 - (1) 発注者から提供する VR コンテンツを活用し、イベントでのブースにおいて VR 体験 コーナーを設置し運営すること。
 - (2) 一度に体験可能な人数の上限は3名程度とする。
 - (3) 発注者から提供する VR コンテンツに加え、発注者が別途 VR コンテンツとそれに対応したゴーグルを事前に受注者に提供し、それらを合わせて VR 体験コーナーを運営する場合がある。その際も、体験コーナーの人数の上限は全体で3名程度とし、

変更はないものとする。なお、当該コンテンツの内容及びゴーグルの操作方法等は 発注者から受注者に事前に説明することとする。

- (4) VR 体験は、原則として小学校高学年程度以上を対象とし、無償で提供するととも に、安全対策の徹底と混雑を回避するための対策を講じること。
- (5) 他ブース出展者と良好な協力関係のうえで運営すること。
- (6) VR コンテンツは直接身体に装着するため衛生上の配慮を行うこととし、ブースで使用する必要な物品(衛生グッズ等)を準備すること。
- (7) 体験コーナーの運営にあたっては、発注者と協議のうえ、初回のイベント実施の2 週間前までに事業マニュアル、スタッフマニュアル、安全管理マニュアル、本事業 に必要な各種資料を作成すること。

② ブース内展示

- (1) ブース内では、コンセプトムービー投影モニター等を1台以上用意し、発注者が提供する当該ムービーを放映するとともに、市民等が見やすい形でパネル等の展示物を展示し、興味を持っていただけるよう積極的に声掛けを行うこと。
- (2) コンセプトムービーの投影用モニター等については、ある程度離れた場所からも視聴可能な大きさのものとし、併せてスピーカーも確保すること。
- (3) イベントに使用する備品、什器品はレンタル対応でも可能とする。
- (4) ブースの大きさは、約 $2.7m \times$ 約 3.6m(テントサイズ $1.5 間 \times 2.0 間$)を想定しているが、イベントの会場の状況により前後することがある。
- (5) ブースの装飾について、発注者と協議のうえ実施すること。

③ アンケートの実施

- (1) イベントにおいて、空飛ぶクルマにかかる各種コンテンツを体験した参加者等に対しアンケートを行うこと。
- (2) アンケートの作成、実施、回収、集約を行い、集約結果報告書を各イベントの開催日から4週間以内に発注者あて電子データにて提出すること。
- (3) 全てのイベント終了後、アンケート結果の全体分析及び総括を行い、業務報告書とともに提出すること。
- (4) アンケートの項目については、発注者と協議のうえ作成すること。

④ 実施時期・回数

- (1) 実施時期:令和6年7月初旬から令和7年2月末までの期間を想定。なお、イベントについては、特に令和6年9月から11月の土日祝日に集中することが見込まれる。
- (2) ブース出展及び運営の回数:16回 ※複数日開催のイベントの場合は、イベント1日を1回とする。
- (3) 同日に2か所のイベントブース出展及び運営の可能性がある。 ※同日に2か所のイベントに出展する場合は、イベント1か所を1回とする。

【イベントのイメージ】

- A) 発注者が指定するイベントとは、大阪市内の各区で実施する区民まつりや万博の機運醸成イベント等、地域住民等が多数参加し、主に公園など屋外施設で開催されるイベントを想定している。会場では、行政機関をはじめ地域団体等が非営利目的の各種ブースの出展が想定される。
- B) イベントは、大阪市内で実施されるイベントのうち発注者が指定するものとし、 毎回実施区が異なるものとする。
- C) 各イベントの平均集客延べ人数は、実績値で1つのイベントあたり約20,000人 (コロナ下)【(参考) コロナ前実績:約27,000人】である。

⑤ イベント主催者との調整

- (1) 発注者よりイベントごとのイベント主催者の連絡先等を提供するので、ブース出展 に関する手続き、ブースの出展場所、開催時間、準備、設備等について、イベント の主催者と事前に十分な打合せを行うこと。
- (2) 必要に応じて、イベント主催者が開催するイベントでのブース出展に関する説明会に出席すること。
- (3) イベントでのブース出展にかかる必要な手続きについては、イベント主催者の指示に従い、適切に対応すること。

イ ブースの装飾及び配付物等の制作

- ① 発注者よりコンセプトムービーを補完する内容のパネル及び配付用チラシのデータ を提供するので、パネル(1セット以上)を制作し、チラシ(7,500部以上)の印刷 を行うこと。
- ② ブース内は、発注者が提供する各種コンテンツ (VR コンテンツ、コンセプトムービー)を活用し、市民等が空飛ぶクルマに関する理解促進を図ることができるよう、市民等が空飛ぶクルマに関する興味を引く装飾を行うこと。
- ③ ブース内の装飾として、発注者が所有するのぼり(2基)及びパネル(1セット)を 使用することは可能である。
- ④ ブースの装飾及び配付物の制作については、発注者と協議のうえ実施すること。
- ⑤ 安全対策の徹底と混雑を回避するための対策を講じること。

【発注者からの提供物にかかる留意点】

- (1) 発注者から提供する VR コンテンツ、のぼり及びパネルについては、契約日以降、発注者が指定する各イベントの当日までに受注者が直接受け取りに来ること。受注者は、各イベントでの必要数を会場に運搬し、各イベント終了後は次のイベントまでの間、適切に保管し、最終のイベント終了後、速やかに発注者が指定する場所へ運搬すること。
- (2) 発注者が提供するコンセプトムービー、パネル及びチラシのデータについては、最終の イベント終了後、速やかに発注者が指定する場所へ返却・廃棄すること。
- (3) VR コンテンツについては、各イベントで使用しない期間に、発注者が使用することがある。この場合の運搬等については、原則として受注者が行うものとする。

- (4) 各提供物は、発注者が指定するイベント等のみで使用することとし、他の用途で使用しないこと。
- (5) VR コンテンツについては、ヘッドマウントディスプレイの設定を変更しないこと。
- (6) 提供物の複製、改変、譲渡等しないこと。
- (7) 提供物について、破損・紛失等の損害を生じさせたときは、受託者の責任及び負担において現状に復し又は損害を賠償すること。この場合の費用については、契約金額には含めない。

ウ 使用料等

- ① イベントにおけるブース出展料及び機材使用料等については、契約金額に含まれるものとする。
- ② ブースにかかるテント、机、椅子、電源等については、イベント主催者と調整のうえイベント主催者の指示に従うこと。

(3) 各種制作物等

本事業を運営するにあたり、以下のとおり作成し、各期限までに<u>電子データにし、DVD-R等にて2部提出</u>すること。なお、各種制作物等については発注者と協議のうえ作成したものを提出すること。

- ア 実施計画書(事業内容及び全体スケジュール等)(期限:契約締結後2週間以内)
- イ 【出前授業】事業マニュアル、スタッフマニュアル、安全管理マニュアル、本事業に必要な各種資料(期限:初回の出前授業実施日の2週間前まで)
- ウ 【イベントでのブース出展】事業マニュアル、スタッフマニュアル、安全管理マニュアル、本事業に必要な各種資料 (期限:初回のイベント実施の2週間前まで)
- エ 出前授業実施要領(期限:令和7年3月31日(月)まで)
- オ 業務報告書及びアンケート (期限:令和7年3月31日(月)まで)

(4) 成果物の納品

- ア ブース展示用として制作したパネル及び配付用チラシについては、発注者が指定する各 イベントの当日までに受注者が各イベントでの必要数を会場に運搬し、各イベント終了 後は次のイベントまでの間、適切に保管すること。
- イ ブース展示用として制作したパネル及び配付用チラシの残数については、最終のイベン ト終了後速やかに発注者が指定する場所へ運搬すること。

(5) 運営体制等

実施運営については、全て受注者の責任において行うこと。

(6) 各種提出物等の提出先

各種制作物、成果物等の提出先は次のとおりとする。 大阪市経済戦略局産業振興部イノベーション課(事業創出担当) 大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATC ビル0's 棟南館4階

(7) その他

- ア 本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、契約金額に含まれるものとする。
- イ 本事業にかかる出前授業及びイベントについて、受注者においてイベント保険に加入すること。
- ウ 本事業にかかる出前授業及びイベントにおける全てのブース展示物等の運搬、次の開催 までの間の保管及び VR ゴーグルを含めた機器等の保守については、受注者にて適切に 行うこと。
- エ 本事業において、成果物等を電子データで提出する際には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなど、成果物等に不正プログラムが混入することがないよう適切に対処すること。なお、データ形式等については、納品前に発注者と十分調整すること。

6 提供物の詳細について

(1) VR コンテンツ

ア テーマ:「日常編」及び「災害編」

イ 内容:(日常編)空飛ぶクルマが日常的に利用されるシーンを体験 (災害編)空飛ぶクルマが災害時に活躍するシーンを体験

ウ 再生時間:約4分

エ 再生方法:VR コンテンツが入ったヘッドマウントディスプレイを提供。

オ その他:「日常編」と「災害編」を分けて再生することは可能。

(2) コンセプトムービー

ア テーマ:「空飛ぶクルマのある日常(概要編)」及び「新たな移動手段としての空飛ぶク ルマ(行政課題の解決編)」

イ 内容: (概要編) 空飛ぶクルマの概要やロードマップ等の紹介

(行政課題の解決編) 空飛ぶクルマを活用した行政課題の解決について紹介

ウ 再生時間:(概要編)約3分

(行政課題の解決編)約2分30秒

エ ファイル形式: MP4

オ その他:コンセプトムービーについては、経済戦略局 Youtube にて視聴可能。

概要編:https://youtu.be/6-NBAa0WgNM?si=gxDGj3ZNGsKDK4cZ

行政課題の解決編:https://youtu.be/Z7XNC4GbmQQ?si=L1aPN-iS2NbAGg7R

(3) のぼり

ア 内容:「空飛ぶクルマ VR 体験実施中」

イ 附属品:ポール、ポール台

(4) パネル

ア 内容:「空飛ぶクルマのある大阪の未来へ」

イ サイズ:B2サイズ(2枚1セット)

ウ その他:配付チラシと同内容

7 安全対策

(1) 事故等の防止など安全管理には万全を期すこと。

(2) 事故・損害等のリスクは、第一義的には受注者において対応するものとする。事故等発生 時の対応体制、発注者への連絡体制を整備し、事前に発注者へ報告すること。

8 著作権

- (1) 受注者は、本業務委託による出前授業実施要領(以下「成果物」という。)について、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (2)発注者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の 承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受 注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することが できる。
- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するしないにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議のうえ定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は事業の実施にあたっては、各種関係法令・条例等を遵守し、適正な業務運営に 努めること。
- (3) 本事業の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 本事業にかかる協議、打合せ等に係る必要経費を含め、受注者が業務を遂行するにあた り必要となる経費は全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を 負担しない。
- (5) 本事業で参加するイベント又は出前授業が、主催者又は学校側の判断により延期又は中

止となる場合がある。延期の場合、延期された日程において、イベントへの出展又は出前授業を実施し、中止の場合、発注者と協議のうえ、別のイベントへの出展を行うこととする。そのいずれの場合においても、経費は全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の経費を負担しない。

- (6) 本業務遂行中の物販や宣伝広告など、営利目的の行為を禁止する。
- (7) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。なお、当該研修については、主催者を問わないものとする。また、全ての業務完了後、業務報告書に含めて人権問題研修実施報告書を発注者に提出すること。人権問題研修実施報告書の様式は別紙の通りとする。
- (8) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号) に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研 修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

- 第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を 受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ 書面で報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力 しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、 本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することは できない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託 にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者 の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再 委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争 入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項 に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなさ れた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを 得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定し たときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、 又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であっては ならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託などの相手方が 暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条 の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称						
事業者名				担当者氏名		
所在地•連絡 先	₹	_	TEL:	FAX:	電子メール:	
従業員数 (正規職員、非正規職員)						

月日	区分	研修テーマ	講師·研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	5	00について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪市中央公会堂	3時間	管理職(2名)

- *区分:次に該当する研修の番号を記入ください。
 - ① 自社(貴団体)独自で行う研修
 - ② 所管局が主催する研修
 - ③ 大阪市市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
 - ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
 - ⑤ 大阪市企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
 - ⑥ その他:上記に当てはまらないもの
- *受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。